

障害児のための サポートガイド

(平成 29 年 11 月改訂版)

～このパンフレットは、地域でサポートするために活用できる
相談窓口や福祉サービスを紹介している支援者向けガイドです～



芳賀地区自立支援協議会 すこやか発達部会

目 次

内容

I	医療費助成制度について	1
1	自立支援医療（育成医療）給付	1
2	自立支援医療（精神通院医療）給付	2
3	小児慢性特定疾病医療給付	3
II	手帳について	4
1	身体障害者手帳	4
2	身体障害者障害程度等級	6
3	療育手帳	12
4	療育手帳における障害の程度について	14
5	精神障害者保健福祉手帳	15
6	精神障害者保健福祉手帳障害程度	17
7	精神保健福祉手帳による優遇措置	20
8	手帳所持者が利用できる各種制度	22
III	手当について	23
1	障害児福祉手当	23
2	特別児童扶養手当	24
3	児童扶養手当	26
IV	療育指導について	28
1	早期発見と療育指導（全体の流れ）	28
2	乳幼児健康診査（各市町）	29

3	乳幼児二次健康診査	30
4	療育指導（健康福祉センター及び各市町）	31
V	地域子育て支援拠点について	34
1	地域子育て支援センター	34
2	子育てサロン	35
3	子育てサークル	40
VI	事業所のサービスについて	41
	【障害福祉サービス】	41
1	居宅介護（ホームヘルプ）	41
2	重度訪問介護	41
3	同行援護	41
4	行動援護	41
5	短期入所（ショートステイ）	41
6	児童発達支援事業	42
7	放課後等デイサービス	42
8	相談支援事業	42
	【地域生活支援事業】	42
1	日中一時支援	42
2	日常生活用具給付	42
3	訪問入浴サービス	43
4	移動支援	43
5	地域活動支援センター	43
6	相談支援	43
	【その他のサービス】	43
1	移送サービス	43

2	デマンド交通	44
	《18歳以上で利用できるサービス》	44
	【障害福祉サービス】	44
1	生活介護	44
2	自立訓練（生活訓練）	44
3	就労移行支援	45
4	就労継続支援	45
5	グループホーム	45
6	施設入所支援	45
7	相談支援事業	45
	《福祉サービス事業所一覧（市町別）》	46
VII	就園・就学について	48
1	障害児保育を行っている幼稚園・保育所（園）	48
2	障害のある子どもの就学について、就学までの流れ	49
3	特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧	49
4	幼保小の連携について	50
VIII	虐待への対応について	51
1	虐待とは	51
2	虐待が疑われる子どもの状況	52
3	相談窓口	52
4	市町における虐待相談への対応	53
IX	行政窓口及び社会福祉協議会等一覧	54
1	行政窓口	54
2	社会福祉協議会	55
3	相談支援機関	55

4 その他関係機関	56
◆相談支援事業所	56
◆訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）	57
◆障がい児医療型入所施設（短期入所）	58
◆生活介護・生活訓練・短期入所・施設入所支援	59
◆就労移行支援・就労継続支援	60
◆居住系（グループホーム、施設入所支援）	61
◆地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・地域活動支援事業）	62
◆児童発達支援事業所	63
◆訪問看護・訪問入浴事業所	64

I 医療費助成制度について

1 自立支援医療（育成医療）給付

○ 制度の概要

身体に障害のある児童の生活上の便宜を図るために、県で指定した医療機関等において、機能回復のために必要な医療に要した費用（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額）を医療保険と合わせて負担します。

○ 対象者

身体に障害を持つ 18 歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者。

※障害とは：身体障害者福祉法第 4 条に掲げる障害を有する又は、疾患を放置すると同法 4 条に掲げる程度の障害を残すと認められること。

○ 所得制限

保険加入単位の世帯の市町村民税所得割額の合算が 23 万 5 千円未満であること。（腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害、肝臓機能障害及び高額療養費多数該当者を除く。）

○ 申請手続き

申請者：申請書等を、住所を有する各市町（福祉担当係）へ提出。

→各市町：受給者証を申請者へ交付。

→申請者：医療機関等で受給者証を提示し、受診。

○ 申請に必要な書類

申請書、医師の意見書、健康保険証（カードの写し）、所得がわかる証明書、個人番号(マイナンバー)通知カード等。

詳細は、各市町（福祉担当係）へ。

○ 有効期間

原則 3 か月、最大 1 年まで。（更新することができます。）

○ 利用者負担額

500 円／月（診療報酬明細書毎。薬局を除く）。ただし、3 歳未満の児童の受給者及び市町村民税非課税世帯の受給者については、自己負担無し。

また、入院時の食事代については、3 歳未満に限り助成。

○ 注意事項

県で指定した医療機関の詳細は、各市町（福祉担当係）にお問い合わせください。

氏名、担当医療機関、保険の種類に変更があった場合には、居住地の市町への届出が必要です。転居された場合は、速やかに、新しい居住地の市町に届出てください。

○ 問い合わせ先

真岡市（社会福祉課）Tel0285-83-8129

益子町（健康福祉課）Tel0285-72-8866

茂木町（保健福祉課）Tel0285-63-5631

市貝町（健康福祉課）Tel0285-68-1113

芳賀町（福祉対策課）Tel028-677-1112

2 自立支援医療（精神通院医療）給付

○ 制度の概要

精神障害者の通院治療を促進し、適正医療を普及するために、県で指定した医療機関等で要した費用（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額）を医療保険と合わせて負担します。

○ 対象者

何らかの精神疾患（てんかん含む）により、通院による治療を続ける必要がある状態の者。

○ 対象疾患

統合失調症、うつ病、躁うつ病などの気分障害、不安障害、薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、強迫性人格障害など「精神気質」、てんかんなど

○ 公費で負担される医療の範囲

精神疾患・精神障害や、精神障害のために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等含む）。

*精神障害のために生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、衝動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態のこと。

○ 所得制限

保険加入単位の世帯の市町村民税所得割額の合算が 23 万 5 千円未満であること。（統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）及び高額療養費多数該当者を除く。）

○ 申請手続き

申請者：申請書等を各市町担当課へ提出

→市町担当課：受給者証を申請者へ交付 ※受給者証は県で審査後、発行。

→申請者：医療機関等で受給者証を提示し、受診

○ 申請に必要な書類

申請書、医師の診断書、健康保険証（カードの写し）、所得がわかる証明書、個人番号(マイナンバー)通知カード等。詳細は、各市町担当課へ。

○ 有効期間

市町が申請書を受理した日から 1 年間。継続して利用する場合は、更新申請が必要。

○ 利用者負担額

所得水準に応じて 1 月あたりの負担額を設定。

詳細は、各市町担当課へ。

○ 注意事項

県で指定した医療機関の詳細は、県東健康福祉センターにお問い合わせください。

○ 問い合わせ先

真岡市（社会福祉課）Tel0285-83-8129

益子町（健康福祉課）Tel0285-72-8866

茂木町（保健福祉課）Tel0285-63-5631

市貝町（健康福祉課）Tel0285-68-1133

芳賀町（福祉対策課）Tel028-677-1112

3. 小児慢性特定疾病医療給付

○ 制度の概要

子どもの慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となるため、疾患の治療方法の確立と普及、患者家族の医療費の負担軽減につながるよう医療費等の自己負担額を補助します。

○ 対象者

対象となる小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度で、県内に住所がある児童等が対象です。

18歳未満の児童等が対象ですが、18歳到達時点で本事業の対象になっており、継続して治療を要する場合は20歳未満まで対象となります。

○ 対象疾患

01 悪性新生物、02 慢性腎疾患、03 慢性呼吸器疾患、04 慢性心疾患、05 内分泌疾患、06 膠原病、07 糖尿病、08 先天性代謝異常、09 血液疾患、10 免疫疾患、11 神経・筋疾患、12 慢性消化器疾患、13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、14 皮膚疾患

*治療研究事業の認定基準（厚生労働省告示）に該当するかどうかを小児慢性特定疾病審査会（月1回）において審査をしますので、不承認となる場合もあります。

○ 公費で負担される内容

- ・認定された疾患に係る医療費（医療機関、調剤薬局等）の自己負担額（窓口負担分）及び訪問看護ステーションによる訪問看護の基本利用料
- ・入院時の標準的な食事療養に係る負担の1/2

○ 申請手続き

1. 申請に必要な書類を県のホームページからダウンロードされるか、県東健康福祉センター窓口にてお受け取りください。
2. 指定医に小児慢性特定疾病の医療意見書を記載してもらいます。
3. 医療意見書を添付の上、医療費助成の申請書等を県東健康福祉センターに提出します。
4. 小児慢性特定疾病審査会にて審査し、認定された方に医療受給者証を交付します。審査の結果、認定されなかった方にはその旨を通知します。
5. 医療機関等で医療受給者証を提示し、受診します。

※申請から医療受給者証の発行まで2～3ヶ月程度を要します。

○ 申請に必要な書類

申請書、指定医が記載した医療意見書、保険証、市町村民税（所得割）の課税状況が確認できる書類、世帯調書、同意書、世帯全員の住民票謄本、マイナンバー（個人番号）の番号確認及び身元確認が行える書類等

※詳細は、県東健康福祉センターにお問い合わせください。

○ 有効期間

原則1年以内。継続して制度を利用する場合は、毎年更新申請が必要となります。

○ 問い合わせ先

栃木県県東健康福祉センター（健康支援課） TEL0285-82-2138

住所：真岡市荒町2-15-10

II 手帳について

1 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により 1 級から 6 級までの区分があります。詳しくは、身体障害者障害程度等級表を参照して下さい。

障害の種類、程度などにより、手当など様々な制度、事業があります。

※年金や手当などの申請には各々所定の医師診断書、所得証明等が必要な場合があります。事前にそれぞれの窓口へ問い合わせてください。年金、手当などの一級二級、一種二種は必ずしも身障者手帳の等級、種とは一致しません。

■ 申請手続きの流れ

① お住まいの市町福祉担当課に申請したい旨を伝えます。

所定の「指定医師診断書」用紙をいただきます。

② 知事の指定した医師により「指定医師診断書」を作成してもらいます。

簡単な聞き取り、問診、必要に応じて検査、測定などをして診断書を作成します。

③ 申請の手続きを行います。

用意するもの

i 証明写真（タテ 4cm×ヨコ 3cm）

ii 印鑑

iii 指定医師診断書

iv 身体障害者手帳（※障害の程度変更の場合）

→手帳交付（再交付）申請書を記入、提出します。

v マイナンバーの通知カード及び身元確認ができるもの（運転免許証・パスポート等）

市町福祉課から、書類を身体障害者更生相談所（とちぎりハビリテーションセンター）に進達し、手帳に該当するか審査します。交付までには **50 日程度** かかります。（診断書作成時の年齢が 3 歳未満の場合、これよりも日数がかかります。）

④ 審査が済むと市町福祉課から連絡（文書又は電話）が入ります。

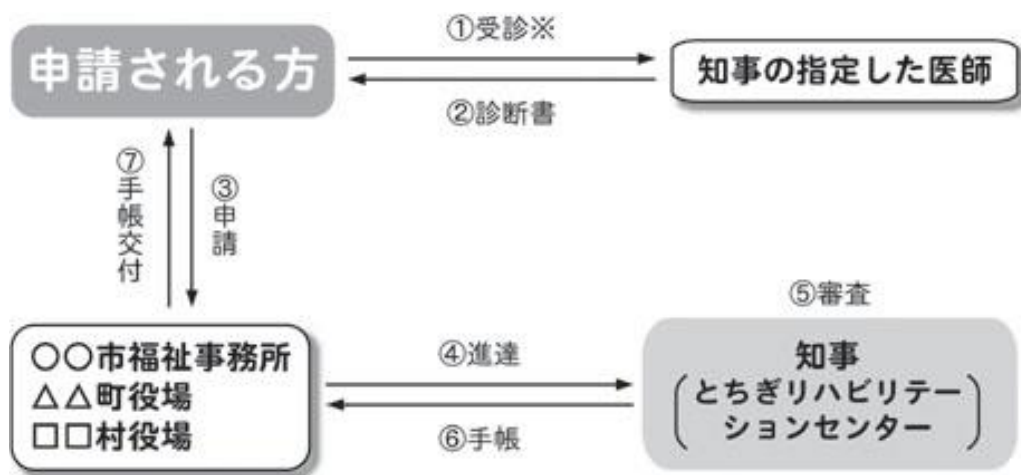
交付の際に持参するもの

i 送付された書類（文書での連絡の場合）

ii 印鑑

iii 身体障害者手帳（※障害の程度変更の場合）

※ 重度心身障害者医療費助成制度の申請のため、1～2 級に該当した場合は健康保険証、個人番号（マイナンバー）（真岡市、益子町は通帳も）を持参



■ 再交付

紛失、破損、又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、写真を添えて再交付の申請を行って下さい。

■ 返還

手帳交付を受けた方が死亡された場合、または障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。

■ その他注意事項

- 手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- 15歳未満の児童については、保護者が本人に代わって申請して下さい。

■ 問い合わせ先

真岡市福祉事務所（真岡市社会福祉課障害者福祉係）TEL0285-83-8129
 益子町健康福祉課福祉係 TEL0285-72-8866
 茂木町保健福祉課福祉係 TEL0285-63-5631
 市貝町健康福祉課福祉係 TEL0285-68-1113
 芳賀町福祉対策課福祉係 TEL028-677-1112

2 身体障害者障害程度等級

■ 視覚障害

1級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので両眼の視力の和が0.2を超えるもの

■ 聴覚又は平衡機能の障害

I 聴覚障害

1級	該当なし
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
5級	該当なし
6級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語が理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

II 平衡機能障害

3級	平衡機能の極めて著しい障害
5級	平衡機能の著しい障害

■ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

1級・2級	該当なし
3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級・6級	該当なし

■ 肢体不自由（上肢）

1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

※ただし、身体障害者手帳の交付は、1～6級までです。

■ 肢体不自由（下肢）

1級	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 両下肢の全ての指を欠くもの 2 両下肢の全ての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

※ただし、身体障害者手帳の交付は、1～6級までです。

■ 肢体不自由（体幹）

1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ちあがることが困難なもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	該当なし
5級	体幹の機能の著しい障害
6級	該当なし

■ **肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）**

上肢機能移動機能

1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※ただし、身体障害者手帳の交付は、1～6級までです。

■ **心臓の機能の障害**

1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	該当なし
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	該当なし
6級	該当なし

■ **じん臓の機能の障害**

1級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	該当なし
3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	該当なし
6級	該当なし

■ 呼吸器の機能の障害

1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	該当なし
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	該当なし
6級	該当なし

■ ぼうこう、直腸の機能の障害

1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	該当なし
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	該当なし
6級	該当なし

■ 小腸の機能の障害

1級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	該当なし
3級	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	該当なし
6級	該当なし

■ 肝臓の機能の障害

1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	該当なし
6級	該当なし

■ 免疫の機能の障害

1級	免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	該当なし
6級	該当なし

備 考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 等級上の級とする。但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

3 療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）と保護者の方に療育の指導や知識の普及及び援護の措置を受ける利便に役立てるために、知的障害児（者）に交付しています。

障害の程度は、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の4段階です。

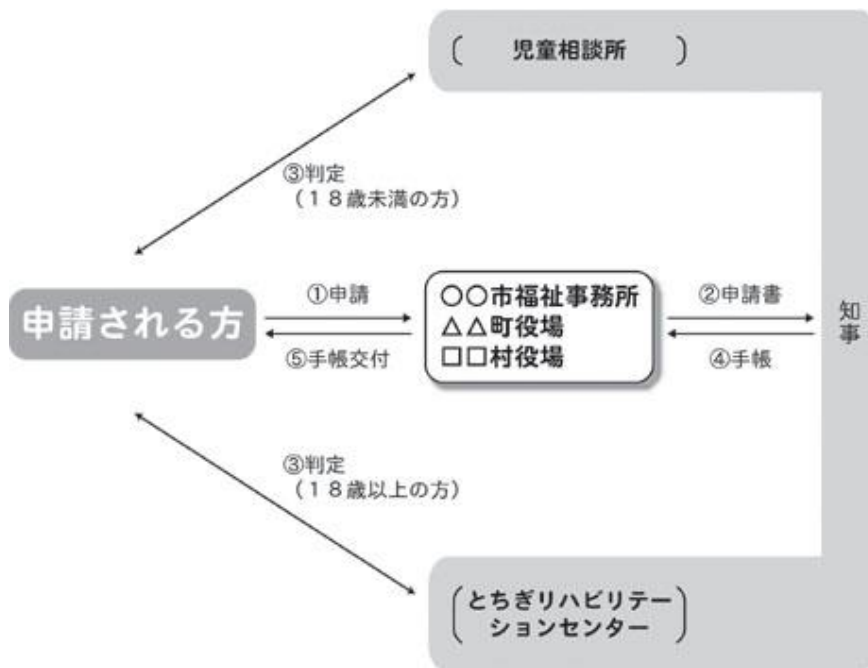
■ 申請手続きの流れ

- ① お住まいの市町福祉課に申請したい旨を伝えます。
申請する方の生育歴、生活歴、既往歴等の調査を行います。
※母子手帳、学校の通知表、病院の診断書等をお持ちいただくことがあります。

- ② 申請の手続きを行います。
用意するもの
 - i 証明写真（タテ4cm×ヨコ3cmで上半身を写したもの）
 - ii 印鑑→ 手帳交付申請書（再交付）を記入、提出します。

- ③ とちぎリハビリテーションセンター又は児童相談所で行う判定の予約を取ります。
指定された日にとちぎリハビリテーションセンター又は児童相談所に本人と生育歴が分かる方が行き、判定を受けます。

- ④ 判定し結果が出ると、後日市町福祉担当課に療育手帳が届き、市町福祉担当課から連絡（文書又は電話）が入ります。
交付の際に持参するもの
 - i 送付された書類（文書での連絡の場合）
 - ii 印鑑
 - iii A 1、A 2に該当した場合は通帳（重度心身障害者医療費助成制度の申請のため）
（真岡市、益子町、市貝町では、健康保険証の提出も必要です）



■ 再交付

紛失、破損、又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、写真を添えて再交付の申請を行って下さい。

■ 返還

手帳交付を受けた方が死亡された場合、または障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。

■ その他注意事項

- 手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- 15歳未満に児童については、保護者が本人に代わって申請して下さい。

■ 問い合わせ

真岡市福祉事務所（真岡市社会福祉課障害者福祉係） TEL0285-83-8129
 益子町健康福祉課福祉係 TEL0285-72-8866
 茂木町保健福祉課福祉係 TEL0285-63-5631
 市貝町健康福祉課福祉係 TEL0285-68-1113
 芳賀町福祉対策課福祉係 TEL028-677-1112

4 療育手帳における障害の程度について

療育手帳は法律による判定基準は存在しない。1973年（昭和48年）に厚生省（現厚生労働省）が出した通知（「療育手帳制度について」）にもとづき、都道府県知事または政令指定都市の長が知的障害者に対して療育手帳（又はそれに準ずるもの）を交付している。

【定義】

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする状態にあるもの。

【条件】

- 1 発達期（概ね18歳まで）に現れ、それが持続しているもの
- 2 知的機能が有意に平均より低いこと。（一般的にはIQ＝知能指数70以下）
- 3 日常生活において適応行動上の障害があること。（日常生活に支障が生じ、医療・福祉・教育・職業等で、特別の援助を必要とする状態にあること。）

以上の3つ条件すべてを満たすことが必要。

■ 知的障害の程度

以下のものを基準として用いています。

※ 知能水準がI～IVのいずれに該当するかを判断するとともに、日常生活能力水準がa～dのいずれに該当するかを判断して、程度別判定を行うものとする。

程度別判定の導き方

生活能力 IQ	a	b	c	d
I (IQ～20)	最重度知的障害			
II (IQ21～35)	重度知的障害			
III (IQ36～50)	中度知的障害			
IV (IQ51～70)	軽度知的障害			

知能水準の区分

- I…概ね20以下
- II…概ね21～35
- III…概ね36～50
- IV…概ね51～70

まとめ知識

① ビネー式知能検査でのIQの計算式

$$IQ（知能指数）＝MA（精神年齢）÷CA（生活年齢）×100$$

- ② 障害程度の判定は、原則知能指数をもとにするが、児童相談所又は知的障害者更生相談所が日常生活能力を加味して総合的に評価する。
- ③ 身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級～3級に該当する場合で、日常生活において常時介護を要する程度のものは一次判定を次のとおり修正する。
最重度→最重度、重度→最重度、中度→重度

5 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者に対し、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために交付しています。

■ 手帳の交付について

① 交付の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活又は社会生活に制限のある方（ただし、知的障害者の方は、療育手帳制度の対象となります。）。

② 障害の程度

1級	精神障害があつて身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方
2級	精神障害があつて日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする程度の方
3級	精神障害があつて日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける方

■ 申請手続きの流れ

- ① お住まいの市町福祉課に申請したい旨を伝えます。
申請する方の生育歴、生活歴、既往歴等の調査を行います。
- ② 申請の手続きを行います。
用意するもの
 - i 証明写真（タテ4cm×ヨコ3cmで上半身を写したもの）
 - ii 医師の診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）又は、障害年金（精神障害によるものに限る）を受給している方は、年金証書及び年金支払通知書の写し
→精神障害者保健福祉手帳申請書を記入し提出します。
 - iii 印鑑
 - iv 個人番号確認書類
- ③ 要否の判定及び結果の送付
手帳の交付については、精神保健福祉センターの医師が診断書に基づいて承認・不承認を決定します。

ただし、障害年金（精神障害によるものに限る）を受給している場合は、年金の等級を確認し決定します。判定結果については、居住地を管轄する市役所及び町村役場から本人に通知されます。

■ 有効期限

2年

障害の状態を再認定して更新します。有効期限の3ヶ月前から更新の申請ができます。

■ 変更

・等級変更

障害の程度が変わったと思われる場合は、医師の診断書若しくは年金証書等の写しを添えて申請して下さい。

・氏名変更

速やかに居住地の市役所又は町役場に届け出て下さい。

・居住地変更

○ 県内での転居の場合、速やかに新しい居住地の市役所又は町役場に届け出て下さい。

○ 県外へ転居の場合、転居先の都道府県の市区町村へ届け出て新たな手帳の交付を受けて下さい。

■ 再交付

紛失、破損、又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、写真を添えて再交付の申請を行って下さい。

■ 返還

手帳交付を受けた方が死亡された場合、手帳の有効期間が満了となった場合、または障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳を居住地の市役所又は役場に返還しなければなりません。

■ その他注意事項

○ 手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

○ 15歳未満に児童については、保護者が本人に代わって申請して下さい。

■ 問い合わせ先

真岡市福祉事務所（真岡市社会福祉課障害者福祉係）TEL0285-83-8129

益子町健康福祉課福祉係 TEL0285-72-8866

茂木町保健福祉課福祉係 TEL0285-63-5631

市貝町健康福祉課健康づくり係 TEL0285-68-1133

芳賀町福祉対策課福祉係 TEL028-677-1112

6 精神障害者保健福祉手帳障害程度

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、以下の手順を踏む。

- 1 精神疾患の存在の確認
- 2 精神疾患（機能障害）の状態の確認
- 3 能力障害の状態の確認

精神障害の程度の判定は、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の確認を加味して行われる。障害等級判定の基本的な考え方は次のとおり。

1 級 精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

- ・入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。
- ・在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。

親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである。自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来たしやす。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。

精神疾患（機能障害）の症状の状態

- 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。
- 2 そううつ病（気分障害＝感情障害）によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。
- 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態が前記1、2に準ずるもの。
- 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。
- 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの
- 6 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの
- 7 発達障害によるものにあつては、その症状とその他の精神神経症状が高度のもの
- 8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの

能力障害の状態

- 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。
- 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。
- 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。
- 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。
- 7 社会的な手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。

(上記1～8のうちいくつか該当するもの)

2級 精神障害の状態が、日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。この日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものである。

・付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。

・医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。またデイケアにおける活動、障害者自立支援法に基づく自律訓練（生活訓練）、就労移行支援や就労継続支援、小規模作業所などに参加することができる。食事をバランス良く用意するなどの家事をこなすために、助言や援助を必要とする。清潔保持が自発かつ適切にはできない。

社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。

精神疾患（機能障害）の症状の状態

- 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。
- 2 そううつ病（気分障害＝感情障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。
- 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。
- 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。
- 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの
- 6 器質性精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの
- 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの
- 8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの

能力障害の状態

- 1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。
 - 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持が援助なしにはできない。
 - 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物が援助なしにはできない。
 - 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことが援助なしにはできない。
 - 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。
 - 6 身の安全保持や、危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。
 - 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。
 - 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。
- (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

3級 精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活が制限を加えることを必要とする程度のものである。

- ・一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。
- ・デイケアにおける活動、障害者自立支援法に基づく自立訓練（生活訓練）、就労移行支援や就労継続支援、小規模作業所などに参加する者、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることもある。清潔保持は困難が少ない。

対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。

精神疾患（機能障害）の症状の状態

- 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。
- 2 そううつ病（気分障害＝感情障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。
- 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。
- 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。
- 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。
- 6 器質性精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。
- 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。
- 8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。

能力障害の状態

- 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。
 - 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるが尚援助を必要とする。
 - 3 金銭管理や計画的で適切な買い物は概ねできるがなお援助を必要とする。
 - 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。
 - 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。
 - 6 身の安全保持や、危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。
 - 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。
 - 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。
- (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

7 精神保健福祉手帳による優遇措置

この手帳をお持ちの方が受けられる優遇措置は次のとおりです。

(1) 税金の減額、免除等

税目等	手帳等級	内 容
所得税の障害者控除 (所得控除)	1 級	所得金額から 40 万円控除されます。また、1 級の方と同居している場合は、配偶者控除・扶養控除にそれぞれ 35 万円が加算されます。
	2 級・3 級	所得金額から 27 万円控除されます。
住民税の障害者控除 (所得控除)	1 級	所得金額から 30 万円控除されます。また、1 級の方と同居している場合は、配偶者控除・扶養控除にそれぞれ 23 万円加算されます。※参照
	2 級・3 級	所得金額から 26 万円控除されます。※参照
相続税の障害者控除 (税額控除)	1 級～3 級	相続により精神障害者の方が財産を取得した場合に、通常の納税額から、満 85 歳になるまでの年数に次の額を乗じて得た額を控除した額が相続税額となります。 1 級程度 20 万円 2・3 級程度 10 万円
預貯金利子等の非課税	1 級～3 級	1)元本 350 万円以下の郵便貯金、2) 元本 350 万円以下の預貯金、貸付信託、金銭信託、公社債、公社債投資信託、その他の証券投資信託、3)額面 350 万円以下の国債及び地方債に係る利子等については、非課税制度が利用できます。(※それぞれ 350 万円まで)

自動車税・自動車取得税の減免	1 級	左記の対象者の方又は生計を共にする方が取得し、または所有する自動車等で、左記の対象者の方の通院等のために生計を共にする方（左記の対象のみで世帯が構成される場合には常時介護する方）が運転するものに減免されます。
贈与税の非課税	1 級	親族や篤志家などの個人が、金銭、信託、不動産等を精神障害者に贈与する場合、信託銀行との間で特別障害者扶養信託契約を結べば、贈与額のうち 6 千円まで非課税になります。

※所得税法上の前年の合計所得が 125 万円以下の方は、個人住民税が非課税となります。詳しくは、税務署（所得税、相続税、贈与税等）、県税事務所（県民税、自動車税）、市役所・町村役場（市町村民税）にお尋ねください。

(2) 生活保護の障害者加算

障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けてから 1 年 6 か月を過ぎている方で、障害者手帳の 1 級又は 2 級の方が生活保護を受けている場合、障害者加算の対象となります。

(3) 各種公共施設等の利用料金の割引等

次の公共施設等には、利用割引制度があります。

栃木県

栃木県子ども総合科学館（入館料）

栃木県立日光自然博物館（入館料）

栃木県井頭公園（花ちょう遊館の入館料）

栃木県立美術館（入館料）

栃木県立博物館（入館料）

なす風土記の丘資料館【那珂川町・大田原市】（入館料）

旧青木家那須別邸（入館料）

なかがわ水遊園（入館料）

栃木県障害者保養センター那珂川苑（利用料）

8 手帳所持者が利用できる各種制度

制度等の名称		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉 手帳		
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3
医療	重度心身障害者医療費	■	■					■	※					
	自立支援医療	■	■	■	■	■	■							
県営住宅の優先入居		■	■	■	■			■	■	■		■	■	
手当	特別児童扶養手当	■	■	■	■			■	■	■				
	特別障害者手当	■	■					■						
	障害児福祉手当	■	■					■	■					
	心身障害者扶養共済制度	■	■	■				■	■	■	■	■	■	■
補装具費の支給		■	■	■	■	■	■							
日常生活用具の給付・貸与		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
行動範囲の拡大	鉄道・バス運賃の割引	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
	有料道路通行料の割引	■	■	■	■	■	■	■	■					
	運転免許取得費用の助成	■	■	■										
	自動車改造費用の助成	■	■	■	■	■	■							
税金等	税金の減免	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	NHK受信料の減免	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	県立施設使用料等の免除	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ 利用できる制度

※身体障害3～4級と重複している方

Ⅲ 手当について

1 障害児福祉手当

○ 制度の概要

日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害児（20歳未満）に対して支給されます。

○ 対象者

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。

受給要件

- ①身体障害者手帳1・2級の一部分の方
- ②最重度の知的障害のある方
- ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

○ 所得制限

障害児本人又は障害児を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合は支給されません。

所得制限限度額(平成14年8月1日改正～)(単位:千円)

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0	3,604	6,287
1	3,984	6,536
2	4,364	6,749
3	4,744	6,962
4	5,124	7,175
5	5,504	7,388

○ 手当額 (平成29年4月～)

月額14,580円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

○ 申請手続き

認定請求書、受給資格者の戸籍謄(抄)本、受給資格者の属する世帯全員の住民票の写し、認定診断書、所得状況届、所得の額・扶養親族等に関する市町長の証明書等(一部省略できるものもあります)を、居住地の市福祉事務所、又は町役場に提出。

(真岡市では障害児本人名義の通帳も必要です。)

○ 問い合わせ先

栃木県東健康福祉センター（福祉指導課）Tel0285-82-2139
真岡市福祉事務所（社会福祉課）Tel0285-83-8129
益子町役場（健康福祉課）Tel0285-72-8866
茂木町役場（保健福祉課）Tel0285-63-5631
市貝町役場（健康福祉課）Tel0285-68-1113
芳賀町役場（福祉対策課）Tel028-677-1112

2 特別児童扶養手当

○ 制度の概要

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、又はその養育者に対して支給されます。

○ 対象者

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、又は養育者。

- (1) 手当の支給の対象となる障害児を監護する父または母
- (2) 父母がともにその障害児を監護するときは、父母のうち主として障害児の生計を維持する者
- (3) 父母がともにその児童の生計を維持しない場合は、父母のうち主としてその障害児を介護する者
- (4) 父母がいなか監護しない場合には、その障害児を養育する者

* 手当の支給の対象となる障害児・・・20歳未満で次の程度の障害状態にある者

① 1級に該当する障害程度

- ・ 身体障害者手帳1級及び2・3級の一部の児童（内部障害は診断書による）
- ・ 療育手帳A1・A2の児童
- ・ 上記と同程度の障害があると認められた児童

② 2級に該当する障害程度

- ・ 身体障害者手帳3・4級の一部の児童（内部障害は診断書による）
- ・ 療育手帳B1の児童（診断書により判定）
- ・ 上記と同程度の障害があると認められた児童

ただし、次の場合は手当が受けられません。

- ア 児童が施設入所中の場合
- イ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合（児童扶養手当は除く）
- ウ 児童、受給者が日本国内に住所を所有しない場合

○ 所得制限

父母または養育者などの前年の所得が所得制限基準以上の場合は、支給されません。

所得制限限度額（平成13年8月以降適用）（単位：千円）

扶養親族等及び児童数	受給資格者							配偶者・扶養義務者				
	基準額	加算額 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族数			加算額 特定扶養親族			基準額	加算額 老人扶養親族数			
		1人	2人	3人	1人	2人	3人		1人	2人	3人	
0人	4,596							6,287				
1人	4,976	100			250			6,536	0			
2人	5,356	100	200		250	500		6,749	60	60		
3人	5,736	100	200	300	250	500	750	6,962	60	120	120	
4人	6,116	100	200	300	250	500	750	7,175	60	120	180	
5人	6,496	100	200	300	250	500	750	7,388	60	120	180	

・老人控除対象配偶者・・・控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者

・老人扶養親族・・・・・・扶養親族のうち、年齢70歳以上の者

・特定扶養親族・・・・・・扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者

*受給者、配偶者、扶養義務者（配偶者と扶養義務者がともにいる場合には所得の多い方）それぞれの所得が所得制限限度額より低い場合に、手当は支給となる。

○ 手当額（平成29年4月～）

1級 障害児1人につき月額51,450円

2級 障害児1人につき月額34,270円

4・8・11月に4ヶ月分がまとめて支給されます。

○ 申請手続き

認定請求書に戸籍謄（抄）本、世帯全員の住民票の写し、診断書（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者は、その障害程度によっては手帳の写しで可）、振込先口座申出書等を添付し（真岡市は父か母の通帳も必要）、居住地の福祉事務所又は町役場に申請してください。

○ 問い合わせ先

栃木県県東健康福祉センター（福祉指導課）Tel0285-82-2139

真岡市福祉事務所（社会福祉課）Tel0285-83-8129

益子町役場（健康福祉課）Tel0285-72-8866

茂木町役場（保健福祉課）Tel0285-63-5631

市貝町役場（こども未来課）Tel0285-68-1119

芳賀町役場（福祉対策課）Tel028-677-1112

県障害福祉課在宅福祉担当Tel028-623-3053

3 児童扶養手当

○ 制度の概要

父母の離婚、父又は母の死亡などにより児童を監護している母又は父、父又は母が重度の障害の状態にある児童を監護している母又は父、母又は父の代わりに児童を養育している人（養育者）に対して支給されます。父及び養育者は生計を同じくしている場合に支給されます。

○ 対象者

次のいずれかに該当する満18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令に定める程度の障害を有する児童は20歳未満）の児童を監護している父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。（外国人の方も支給対象となります。）

（1）児童の要件

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から）
- ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらない出産をした児童
- ・ 父母ともに不明である児童

ただし、次のような場合には支給資格がありません。

（2）支給対象外となる要件

- ・ 児童または支給資格者（手当を受けようとする父や母、養育者）が日本国内に住所がないとき。
- ・ 父または母が婚姻しているとき（事実上の婚姻関係にある場合も含みます）。
- ・ 児童が児童福祉施設（保育所を除く）に入所したり、里親に委託されたりしたとき。
- ・ 定められた額以上の所得があるときなど。

◎お知らせ

これまで、公的年金等を受給している方は、年金額に関係なく児童扶養手当を受給することができませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給することができるようになりました。

* 公的年金等とは、遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償などです。

○ 所得制限

手当を受けようとする母又は父、養育者又は生計を一にする扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、支給額の制限を受けたり、支給されないことがあります。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求者（本人）			扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者
	全額支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	190,000円未満	190,000円～ 1,920,000円未満	1,920,000円以上	2,360,000円以上
1人	570,000円未満	570,000円～ 2,300,000円未満	2,300,000円以上	2,740,000円以上
2人	950,000円未満	950,000円～ 2,680,000円未満	2,680,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,330,000円未満	1,330,000円～ 3,060,000円未満	3,060,000円以上	3,500,000円以上
4人 以上	以下1人増すごとに380,000円ずつ加算			

*請求者本人に、老人扶養親族がある場合は、100,000円、特定扶養親族がある場合は150,000円以上が上記限度額に加算されます。

*請求者が母又は父の場合は、児童の父又は母から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されません。

○ 手当額（平成29年4月～）

全部支給月額42,290円

一部支給（所得に応じて）月額42,280～9,980円

*児童が2人の場合は、上記金額に9,990円を加算、3人目からは児童1人増すごとに5,990円ずつ加算されます。

4月、8月、12月の3回、支払月の前月までの分が支給されます。

※公的年金を受給している場合、児童扶養手当額から年金額を差し引いた額が支給されます。

※平成29年4月以降、物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を導入します。

○ 申請手続き

住んでいる市町の児童福祉主管課で請求の手続きをしてください。請求に必要な書類等については、電話等で事前に確認してください。

○ 問い合わせ先

栃木県東健康福祉センター（福祉指導課）Tel0285-82-2139

真岡市福祉事務所（社会福祉課）Tel0285-83-8129

益子町役場（健康福祉課）Tel0285-72-8865

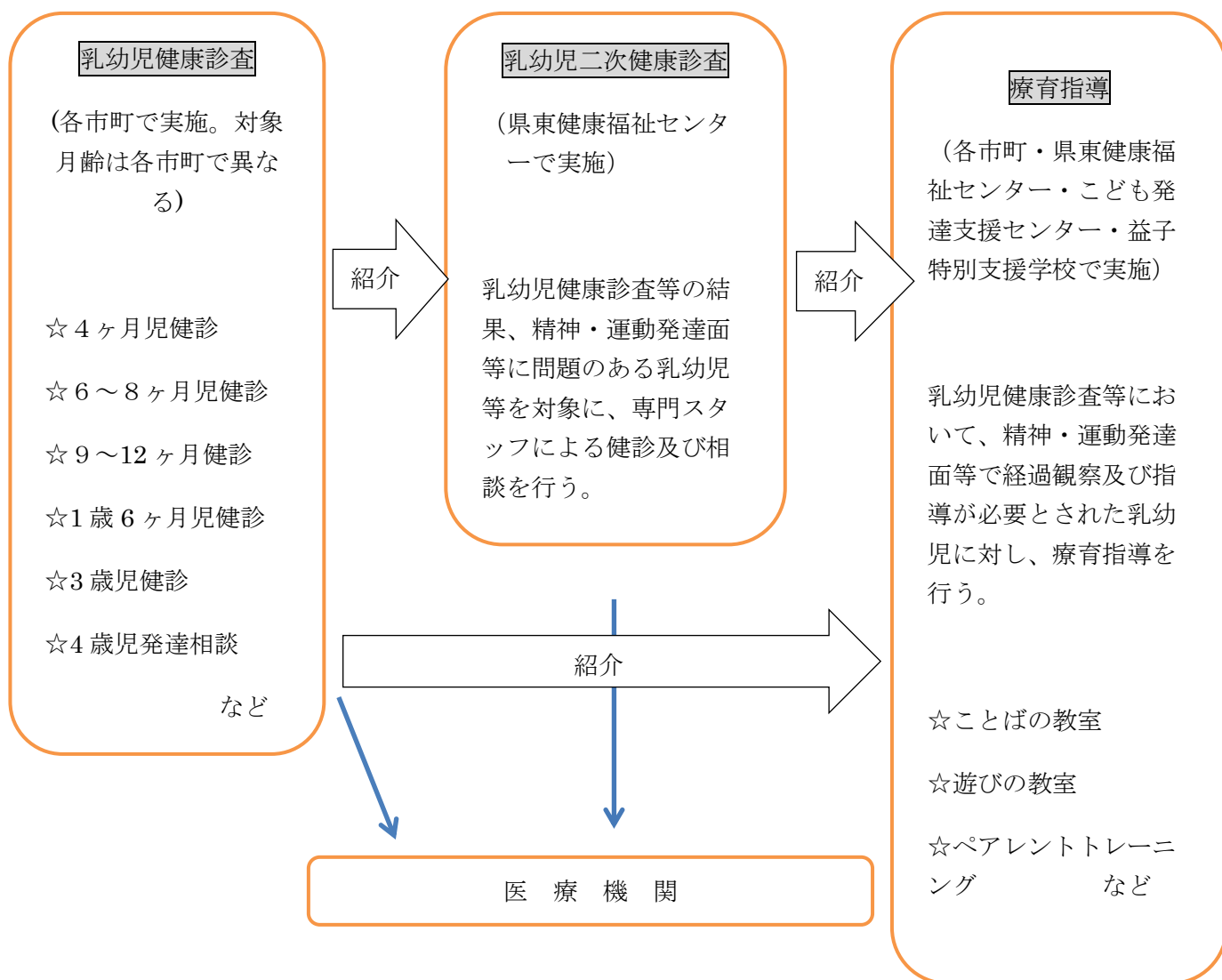
茂木町役場（保健福祉課）Tel0285-63-5631

市貝町役場（こども未来課）Tel0285-68-1119

IV 療育指導について

1 早期発見と療育指導（全体の流れ）

乳幼児期の身体発育・精神発達の面で、発育発達の標識が容易に得られる乳児期及び3歳児等に対して健康診査を行い、指導が必要とされた乳幼児に対して必要な療育指導を実施しています。



2 乳幼児健康診査（各市町）

乳幼児の身体発育、精神発達等の異常の早期発見を行うとともに、発育・発達や子育て等についての指導を行っています。

各市町の対象月齢については次のとおりです。実施時期、受診方法等は各市町窓口にお問い合わせください。

対象月齢 市町窓口	4か月児	6～ 8か月児	9～ 12か月児	1歳 6か月児	2歳児	3歳児	4歳児	のびのび 発達相談
真岡市 健康増進課 Tel83-8121	○		○ 9か月	○	○ (歯科)	○	○ (歯科)	○
益子町 保健センター Tel70-1121	○	○ 9か月	○ 12か月 (相談)	○	○ (歯科)	○		○
茂木町 元気アップ館 Tel63-2555	○ 3～ 4か月	○ 6～ 7か月	○ 9～ 10か月	○	○ (教室)	○		○
市貝町 健康福祉課 Tel68-1133	○ 3～ 4か月	○ 8～ 9か月	○ 12か月 (相談)	○	○ (歯科)	○		○
芳賀町 健康増進課 Tel677-6042	○	○ 6か月 (相談)	○ 10か月	○	○ 2歳 6か月 (歯科)	○		○

3 乳幼児二次健康診査

○ 内容

市町が実施する乳幼児健康診査等において発見された、精神・運動発達面等に問題がある、または将来、障害をもたらすおそれのある乳幼児等を対象に、専門スタッフによる健診及び相談を行っています。

○ 対象

市町が実施している乳幼児健康診査、育児相談及び保健師等による家庭訪問等の結果、小児科専門医師による健康診査または保健指導が必要と認められた乳幼児（各市町からの紹介となります）。

○ 実施主体(場所)

県東健康福祉センター

○ 日程

原則第4金曜日（但し、月により変更となることがある）

○ 従事スタッフ

小児科医師、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、特別支援学校教諭、保健師、看護師

○ 問い合わせ先

県東健康福祉センター健康支援課 Tel0285-82-2138

4 療育指導（健康福祉センター及び各市町）

乳幼児健康診査等において、精神・運動発達面で経過観察及び指導が必要とされた乳幼児等に対し、療育指導を行っている

実施機関	県東健康福祉センター	内容	集団指導
名称	ペアレントトレーニング	開催日	年1回
会場	県東健康福祉センター 真岡市荒町 2-15-10	スタッフ	臨床心理士 保健師
対象市町	真岡市 茂木町 益子町 市貝町 芳賀町	定員	10名程度
対象者	発達障害と診断もしくは告知を受けた児の保護者	費用	無料
機能	子育て支援・ピアサポート	申込先	県東健康福祉センターTEL82-2138

実施機関	真岡市	内容	個別指導 50分/1人 専門的な構音トレーニングはしていない
名称	ことばの教室	開催日	月～金 9時～16時
会場	子育て支援センター 真岡市田町 14-1 TEL84-1545	スタッフ	指導員4名（交代） ふじ研
対象市町	真岡市	定員	適宜
対象者	就学前の児童で、言語発達遅滞、精神発達遅滞のある児	費用	無料 ただし親の会の会費がある
機能	療育	申込先	真岡市児童家庭課 TEL83-6205

実施機関	真岡市	内容	個別指導
名称	心理発達相談	開催日	毎月1回
会場	真岡市総合福祉センター	スタッフ	保健師 心理士 作業療法士(隔月)
対象市町	真岡市	定員	適宜
対象者	運動発達・精神発達に課題のある児及び育児不安のある保護者	費用	無料
機能	相談	申込先	真岡市健康増進課 TEL83-8121

実施機関	真岡市	内容	集団指導
名称	あそびの教室	開催日	毎月1回
会場	真岡市総合福祉センター	スタッフ	保育士 保健師 指導員
対象市町	真岡市	定員	適宜
対象者	2歳以上の児で、発達の遅れや母子相互作用の弱い親子	費用	無料
機能	療育	申込先	真岡市健康増進課 TEL83-8121

実施機関	益子町	内容	個別指導 45～50分/1人
名称	ことばの教室	開催日	週1回（月） 月2回（木）
会場	益子町福祉センター 益子町益子 1532-5 TEL70-1117	スタッフ	指導員（ふじ研）
対象市町	益子町	定員	適宜
対象者	おおむね1歳6ヶ月以上 就学前で精神発達遅滞・言語発達遅滞のある児	費用	無料
機能	療育相談	申込先	益子町保健センター TEL70-1121

実施機関	益子町	内容	集団指導
名称	すずめの学校	開催日	週1回(火)
会場	益子町福祉センター 益子町益子 1532-5 TEL70-1117	スタッフ	保育士 保健師
対象市町	益子町	定員	なし(8組程度)
対象者	1歳から就園前 精神発達遅滞・言語発達遅滞のあるまたは疑われる親子、母子相互作用の弱い親子	費用	保険代
機能	集団指導	申込先	益子町保健センター TEL70-1121

実施機関	茂木町	内容	個別指導
名称	ことばの教室	開催日	週1回
会場	茂木町元気アップ館 茂木町茂木1043-1 TEL63-2555	スタッフ	指導員 言語聴覚士(月1回)
対象市町	茂木町	定員	適宜
対象者	就学前で精神発達遅滞・言語発達遅滞のある児	費用	無料
機能	療育	申込先	茂木町保健福祉課健康係(元気アップ館) TEL63-2555

実施機関	市貝町	内容	個別指導
名称	ことばの教室	開催日	週1回(金)
会場	市貝町保健福祉センター 市貝町市塙 1720-1 TEL68-1132	スタッフ	指導員
対象市町	市貝町	定員	適宜
対象者	就学前で精神発達遅滞・言語発達遅滞のある児	費用	無料
機能	療育	申込先	市貝町健康福祉課 健康づくり係 TEL68-1133

実施機関	芳賀町	内容	個別指導 1人あたり50分週1回
名称	ことばの教室	開催日	火・木 9:30~16:00
会場	芳賀町保健センター 芳賀町祖母井 297-1 TEL028-677-0594	スタッフ	指導員3名 (2名ずつ)
対象市町	芳賀町	定員	20名程度
対象者	就学前で精神発達遅滞・言語発達遅滞のある児	費用	無料
機能	療育	申込先	芳賀町健康福祉課健康係 TEL677-6042

実施機関	真岡市社会福祉協議会	内容	日常生活訓練 個別・集団指導 放課後デイ
名称	こども発達支援センター ひまわり園	開催日	月～金 9時～16時30分
会場	真岡市下籠谷 4412-1 TEL・FAX 84-3752	スタッフ	指導員4名
対象市町	真岡市 茂木町 益子町 市貝町 芳賀町	定員	15名/日 同時利用定員
対象者	就学前～18歳まで心身に障害や発達の違いのある児童・生徒	費用	真岡市：無料 給食費 220円/1回
機能	療育	申込先	市町保健福祉担当 他町：所得に応じた負担 真岡市内のみ送迎あり

実施機関	益子特別支援学校	内容	個別指導 小集団指導 相談支援 就学支援
名称	幼児教育相談室	開催日	月～金
会場	県立益子特別支援学校 益子町七井 3650 TEL72-4915	スタッフ	特別支援学校教員
対象市町	真岡市 茂木町 益子町 市貝町 芳賀町	定員	適宜
対象者	障害があるまたは疑われる乳幼児とその保護者 幼稚園・保育所の先生等	費用	無料
機能	療育教育相談	申込先	学校に直接申込み

V 地域子育て支援拠点について

1 地域子育て支援センター

子育てに関する相談や、情報提供、子育てサークルの育成・支援・育児講座の実施など様々な子育て支援事業を行っています。

*地域子育て支援拠点一覧

市町名	拠点名	活動時間 (利用可能時間)	利用範囲	所在地・電話番号
真岡市	第一子育て支援センター	毎週月～日 9:00～17:00	市住民以外の 利用も可	真岡市田町 14-4 TEL:0285-84-1545
	第二子育て支援センター	毎週月～金 9:00～17:00		真岡市大谷台町 25-1 TEL:0285-84-4100
	にのみや保育園 子育て支援センター	毎週月～金 9:00～12:00 13:00～15:00		真岡市久下田西 1-1 (にのみや保育園) TEL:0285-73-2200
益子町	子育て支援センター おやこクラブさくらんぼ	毎週月～土 9:00～15:00	町住民以外の 利用も可	益子町大字七井 3923-3 (やわらぎ保育園) TEL:0285-72-1419
茂木町	すくすく広場	毎週月～金 9:00～15:00	町住民のみ	茂木町大字小井戸 5 (茂木保育園) TEL:0285-63-1881
市貝町	子育て支援センター こあらぐみ	毎週月～金 9:00～16:00	町住民のみ	市貝町市塙 1777-1 (市塙保育所) TEL:0285-68-0069
芳賀町	子育て支援センター あっとほーむ	毎週月～金 10:00～16:00	町住民以外の 利用も可	芳賀町大字下高根沢 2552 (生涯学習センター) TEL:028-677-8400
	子育てひろば ぴよぴよ	毎日 (月～金) 10:00～16:00 (土・日) 10:00～15:00		芳賀町大字祖母井 1134 (モテナス芳賀) TEL:028-677-0110

2 子育てサロン

子育て中の方々が気軽に訪れることのできる身近な交流の場。保育所や公民館などの公共施設に設置され、情報交換はもちろんのこと、季節の行事、育児相談なども行われています。

* 子育てサロン一覧

それぞれ事業内容が異なるので、詳しいことは、直接各子育てサロンへお問い合わせください。
(開催日など情報が変わっていることもあります。)

市町名	サロン名・ サロン設置施設	対象年齢・ 利用範囲	利用できる日時	事業内容
真岡市	第一子育て支援センター 真岡市田町 14-4 TEL:0285-84-1545 FAX:0285-84-1545	就学前	毎週月～日 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く	育児相談・学習活動・交流活動・その他(季節の行事・子どもフェスティバル等)
	第二子育て支援センター 真岡市大谷台町 25-1 TEL:0285-84-4100 FAX:同上	1歳 11 か月 まで	毎週月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く	育児相談・学習活動・その他(季節の行事など)
	子育てサロン(山前サロン) 真岡市公民館山前分館 真岡市小林 935-1 TEL:0285-82-2802 FAX:0285-83-6146	就学前	月2回(金曜日) 9:00～12:00 祝日・年末年始を除く	育児相談・交流活動など
	子育てサロン(大内サロン) 真岡市公民館大内分館 真岡市飯貝 529 TEL:0285-82-2704 FAX:0285-83-6147	就学前	月2回(火曜日) 9:00～12:00 祝日・年末年始を除く	育児相談・交流活動など
	子育てサロン(中村サロン) 真岡市公民館中村分館 真岡市中 247 TEL:0285-82-2902 FAX:0285-83-6148	就学前	月2回(木曜日) 9:00～12:00 祝日・年末年始を除く	育児相談・交流活動など
	真岡市子育てサロン(二宮サロン) 真岡市公民館二宮分館 真岡市石島 893-15 TEL:0285-74-0107 FAX:0285-74-0187	就学前	月2回(水曜日) 9:00～12:00 祝日・年末年始を除く	育児相談・交流活動など

真岡市	にのみや保育園子育て支援センター にのみや保育園 真岡市久下田西 1-1 TEL:0285-73-2200 FAX:0285-74-2611	就学前	毎週月～金 保育園の行事等で変更 する場合があります。 9:00～12:00 13:00～15:00	育児相談・交流活 動・その他(季節の 行事等)
	エンゼル広場(真岡保育所) 真岡保育所 真岡市台町 2823-1 TEL:0285-82-2200 FAX:0285-83-7711	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活 動・体験活動
	エンゼル広場(西田井保育所) 西田井保育所 真岡市西田井 1528-2 TEL : 0285-83-1043 FAX : 0285-83-1043	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活 動・体験活動
	エンゼル広場(中村保育所) 中村保育所 真岡市長田 591 TEL : 0285-82-4003 FAX : 0285-83-6671	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活 動・体験活動
	エンゼル広場(物部保育所) 物部保育所 真岡市物井 748-2 TEL : 0285-75-0305 FAX : 0285-75-0305	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活 動・体験活動
	エンゼル広場(西真岡保育園) 西真岡保育園 真岡市熊倉 1-14-3 TEL : 0285-84-1313 FAX : 0285-84-0413	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活 動・体験活動
	エンゼル広場(西真岡第二保育園) 西真岡第二保育園 真岡市伊勢崎 438-1 TEL : 0285-80-1760 FAX : 0285-82-1781	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流保 育・体験活動
	エンゼル広場(真岡めばえ保育園) 真岡めばえ保育園 真岡市八木岡 250-1 TEL : 0285-82-3955 FAX : 0285-84-8545	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活 動・体験活動

真岡市	エンゼル広場（萌丘東保育園） 萌丘東保育園 真岡市東郷 390 TEL：0285-82-1437 FAX：0285-84-8520	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（にのみや保育園） にのみや保育園 真岡市久下田西 1-1 TEL：0285-73-2200 FAX：0285-74-2611	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（真岡あおぞら保育園） 真岡あおぞら保育園 真岡市長田 1315-6 TEL：0285-82-5347 FAX：0285-82-5347	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（真岡ふたば幼稚園・いちごの杜保育園） 真岡ふたば幼稚園・いちごの杜保育園 真岡市東大島 1081 TEL：0285-84-5151 FAX：0285-83-5177	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（牧が丘幼稚園） 牧が丘幼稚園 真岡市西高間木 515 TEL：0285-84-2353 FAX：0285-83-8575	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（せんだん幼稚園） せんだん幼稚園 真岡市久下田 794 TEL：0285-74-0252 FAX：0285-74-0766	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（にのみや認定こども園） にのみや認定こども園 真岡市久下田 1751 TEL：0285-74-3021 FAX：0285-74-0094	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動

真岡市	エンゼル広場（高ノ台幼稚園） 高ノ台幼稚園 真岡市台町 2323-1 TEL：0285-82-2325 FAX：0285-83-5795	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（真岡ひかり幼稚園） 真岡ひかり幼稚園 真岡市寺内 75 TEL：0285-82-3982 FAX：0285-82-3997	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（萌丘東幼稚園） 萌丘東幼稚園 真岡市東郷 395-1 TEL：0285-84-6722 FAX：0285-84-8520	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（保育所ちびっこランドイオンタウン真岡園） 保育園ちびっこランドイオンタウン真岡園 真岡市台町 2668 TEL：0285-81-3651 FAX：0285-81-3652	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	エンゼル広場（にじいろ保育園） 真岡あおぞら保育園 真岡市上大田和 1313 TEL：0285-81-5022 FAX：0285-81-5027	就学前 市住民のみ	毎月第1水 9:30～11:00	育児相談・交流活動・体験活動
	子育て相談 総合福祉保健センター 真岡市荒町 5191 TEL：0285-83-8121 FAX：0285-83-6205	不問 市住民のみ	毎月第2水 9:30～11:00	育児相談・その他（発育チェック）
	益子町	育児サロン 益子町保健センター 益子町益子 1591-3 TEL：0285-70-1121 FAX：0285-72-9341	0～1歳 町住民のみ	月1回月曜日 9:30～11:00
	育児相談 益子町保健センター 益子町益子 1591-3	不問 町住民のみ	毎週月曜日（休日を除く） 9:30～11:00	育児相談

益子町	TEL : 0285-70-1121 FAX : 0285-72-9341			
茂木町	子育て支援センター「すくすく広場」 茂木保育園 茂木町小井戸 5 TEL : 0285-63-0472 FAX : 0285-63-0472	不問（未就 園児） 町住民のみ	毎週火・木・金 9:30～11:30	育児相談・交流活 動
市貝町	子育て支援センター「こあらぐみ」 市塙保育所 芳賀郡市貝町市塙 1777-1 TEL : 0285-68-0069 FAX : 0285-68-3931	1～5 歳 町住民のみ	毎週火・木 10 : 00～11 : 30	育児相談・交流活 動・体験活動
	杉山にこにこクラブ 杉山保育所 芳賀郡市貝町杉山 692-1 TEL : 0285-68-0156 FAX : 0285-68-3691	1～5 歳 町住民のみ	毎週火・木 10 : 00～11 : 30	育児相談・交流活 動・体験活動
	赤羽にこにこクラブ 赤羽保育園 芳賀郡市貝町赤羽 2648-7 TEL : 0285-68-0142 FAX : 0285-68-0199	就学前 町住民のみ	毎週火・木 10 : 00～11 : 30	育児相談・交流活 動・体験活動
	かみねにこにこクラブ かみねの森保育園 芳賀郡市貝町上根 449-7 TEL : 0285-68-5788 FAX : 0285-68-5788	就学前 町住民のみ	毎週火・木 10 : 00～11 : 30	育児相談・交流活 動・体験活動
	芳賀町	芳賀町地域子育て支援センター あっとほーむ 芳賀町生涯学習センター 芳賀郡芳賀町下高根沢 2552 TEL : 028-677-8400 FAX : 028-677-8400	0～就学前 町住民以外 の利用も可	毎週火～土 9:00～ 16:00
芳賀町	子育てひろばびよびよ 芳賀町祖母井 1134 モテナス芳賀内 TEL : 028-677-0110 FAX : 028-677-0110	0～就学前 町住民以外 の利用も可	毎週月～日 月～金 10:00～16:00 土～日 10:00～15:00	育児相談・学習活 動・交流活動

3 子育てサークル

子育て中のお母さんたちが、子どもと一緒に集まって、情報交換はもちろんのこと、リズム遊びやお菓子づくり、季節の行事など、様々な活動を行われています。

また、子育て経験者などによる子育てを応援するサークルもある。詳しくは市町の児童福祉担当課におたずね下さい。

*子育てサークル一覧

市町村がメンバーを募って運営しているサークルを紹介。活動内容やメンバー募集などの詳細は、それぞれのサークルへ直接お問い合わせください。

市町名	サークル名・ 人数・ 活動場所	連絡先	対象年齢 活動日・ 活動時間	活動内容	会費 会員募集
真岡市	子育て学級 「コアラちゃんクラブ」 60組 真岡市公民館	生涯学習課 真岡市荒町 1201 TEL:0285-82-7151 FAX:0285-83-4070 gakusyuu@city.moka. lg.jp	1歳以上、6歳 未満 月1回 主に土 10:00～12:00	親子のふれあい事業	無 募集:有
益子町	モンチッチ 50組 益子町福祉センター	社会福祉協議会 益子町益子 1532-5 TEL:0285-70-1117 FAX:0285-72-9141	1～就園前 毎週水・金 9:30～11:30	勉強会・育児 相談・野外活 動	保険料 1回 13円/人 募集:有

VI 事業所のサービスについて

【障害福祉サービス】

在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。なお、障害福祉サービスの利用には支援計画書等の添付が必要です。

1 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

- 身体介護（食事、排せつ、入浴など）
- 家事援助（食事の準備、掃除、洗濯、買い物など）
- 通院介助（身体介護有・身体介護無）
- 通院等乗降介助

2 重度訪問介護

重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動（通院の介助等）の補助をします。

3 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護、排せつ、食事などの介護、その他の外出時に必要な援助をします。

4 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

5 短期入所（ショートステイ）

家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

6 児童発達支援事業

未就学児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練が受けられます。

7 放課後等デイサービス

就学児（特例で認められた場合に、20歳未満の方まで）が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などが受けられます。

8 相談支援事業

障害児通所支援を利用する障害児の保護者からの依頼を受け「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【地域生活支援事業】

市町が地域の実情に応じて実施する事業です。障害福祉サービスなどと組み合わせて障害児・者を支援します。

1 日中一時支援

日中・障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等において障害者や、障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するため日常的訓練等の支援を行います。

2 日常生活用具給付

自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

- 介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器など）
- 自立生活支援用具（便器、T字状・棒状つえ、移動・移乗用支援用具など）
- 在宅療養等支援用具（透析液加湿器、ネブライザー、電気式痰吸引器など）
- 情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、盲人用時計など）
- 排せつ管理支援用具（ストマ装具、紙おむつ等及び収尿器）
- 居宅生活動作補助具（住宅改修）

3 訪問入浴サービス

身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難な在宅の身体障害者に対して訪問入浴車による家庭での入浴サービスを行います。給湯装置のある巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入したうえ、洗体、洗髪、洗顔を行います。

4 移動支援

屋外での移動が困難な障害児・者について、外出時の円滑な移動を支援、自立生活や社会参加を促します。

5 地域活動支援センター

障害者等が創作的な活動や生産活動の機会を受けて、社会との交流を進めるために通う場です。

6 相談支援

障害児や障害者、その家族などが直面する問題や、障害者の希望する暮らしを実現するためのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供やアドバイス、障害福祉サービスの利用支援などを行います。市町の障害保健福祉関係者または市町から委託を受けた相談支援事業者が窓口となっています。

【その他のサービス】

1 移送サービス

車イス、ストレッチャーを使わないと移動できない方も利用できます。

アイティーサービス介護福祉ハイヤー	益子町塙3662-3	090-3149-9683
福祉タクシークローバー	宇都宮市下栗町676-6	0120-4747-00
千の風	真岡市中117-30	0285-81-5667
塩野福祉タクシー	真岡市京泉	090-3098-6582
ケアタクシー絵日記	市貝町市塙4609-1	0285-81-6110

2 デマンド交通

バス・鉄道等の公共交通がない交通空白地域及び交通弱者の生活交通手段の確保などを目的として運行しているデマンドタクシー（乗り合いタクシー）です。

利用するには、事前登録が必要です。

市・町	愛称	問合せ先
真岡市	いちごタクシー	0285-81-5515
益子町	ひまわり号	0285-81-3399
茂木町	めぐるくん	0285-63-5628
市貝町	サシバふれあい号	0285-81-5539
芳賀町	ひばりタクシー	028-677-2323

※真岡市：コミュニティバス「コットベリー号」

真岡市街地を循環しているバスです。バリアフリーにも対応しています。車イスで乗車希望の方は、事前に連絡が必要です。

連絡先：0285-84-6578（大越観光バス）

《18歳以上で利用できるサービス》

【障害福祉サービス】

1 生活介護

常に介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供をします。

2 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のため必要な訓練を行います。

3 就労移行支援

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

4 就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

5 グループホーム

日中、就労または就労継続支援などのサービスを利用している障害者であって、地域生活を営む上で一定の支援を必要とする方に対して提供します。

6 施設入所支援

施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

7 相談支援事業

○指定一般相談支援事業

施設や精神科病院に入所・入院している障害者の依頼を受け、入所・入院中から関わり地域移行支援を提供するほか、地域で単身等で暮らす障害者の地域定着を提供するサービスです。

○指定特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障害者からの依頼を受け「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援（計画相談支援）を実施するほか、障害者等からの様々な相談を受け支援を行います。

≪福祉サービス事業所一覧（市町別）≫

No.	名称	住所	電話	設置者	相談支援事業所		訪問系サービス				日中活動系サービス			居住系サービス	地域生活支援事業		通所事業等						
					指定一般相談支援	指定特定相談支援	指定障害児相談支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	グループホーム	施設入所支援	移動支援	日中一時支援事業	地域活動支援センター	放課後等デイサービス
1	県東ライフサポートセンター真岡	真岡市荒町3-9-5	0285-83-2567	(福)こぶしの会								○	○										
2	ケアワーカー出野	真岡市荒町4-22-4	0285-84-1097	(有)ケアワーカー出野				○	○														
3	相談支援センターのどか・真岡センター	真岡市荒町111-1	0285-81-5890	(福)こぶしの会	○	○	○																
4	こどもサークル真岡プラス	真岡市荒町2166渡辺ビル203	0285-80-5300	(株)サシノベルテ																			○
5	セルフ・みらい	真岡市亀山1043-23	0285-81-1155	(福)こぶしの会								○	○	○									
6	ハート二宮	真岡市久下田1798	0285-74-5581	(福)飛山の里福祉会								○		○				○					
7	グローバルキッズメソッド 8	真岡市熊倉1-13-1	0285-81-6107	ハッピーライフケア(株)																			○
8	グローバルキッズメソッド 10	真岡市熊倉3-39-8	0285-81-7766	ハッピーライフケア(株)																			○
9	デザインソフト株式会社	真岡市さくら2-4-4	0285-73-1781	デザインソフト(株)				○															
10	真岡さくら作業所・地活さくらんぼ	真岡市下大田和549	0285-83-3725	(福)真岡市社会福祉協議会									○									○	
11	こどもサークル真岡	真岡市下高間木1-13-5	0285-81-6633	(株)サシノベルテ																			○
12	介護センター オーソーリーフ真岡	真岡市下高間木2-7	0285-84-4716	(株)ヴィヴァーチェ				○															
13	わらくや	真岡市下籠谷2593-4	0285-81-6030	WinGraffiti(株)				○	○				○										○
14	真岡市子ども発達支援センターひまわり園	真岡市下籠谷4412-1	0285-84-3752	真岡市				○	○														○
15	S B ワークス真岡	真岡市高勢町1-171	0285-81-7000	(株)サシノベルテ									○										
16	こぼんはうすさくら真岡田町教室	真岡市田町5-1	0285-81-3145	こどもガーデン(株)																			○
17	そらまめ食堂	真岡市田町2560-4	0285-82-5550	(特非)手仕事工房そら									○										
18	ニチイセンター真岡	真岡市東光寺1-16-5	0285-80-5151	(株)ニチイ学館				○	○	○													
19	こどもサークル 真岡キッズ	真岡市長田2500-14	0285-81-7500	(株)サシノベルテ																			○
20	真岡介護センター	真岡市並木町1-8-1	0285-80-5200	(有)真岡介護センター		○	○	○															○
21	真岡ハートヒルズ	真岡市西田井747-1	0285-83-6105	(福)飛山の里福祉会								○	○					○					○
22	はが野農業協同組合	真岡市八条95	0286-83-8941	はが野農業協同組合				○															
23	グローバルキッズメソッド 13	真岡市東郷64-5	0285-81-3342	ハッピーライフケア(株)																			○
24	美里学園	益子町大沢2800-5	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	友愛作業所	益子町上大羽709	0285-81-8086	益子まちづくり(株)		○	○						○										
26	光輝舎	益子町北中1113-1	0285-72-2020	(福)同愛会	○	○	○											○					○

福祉サービス事業所一覧（市町別）

No.	名称	住所	電話	設置者	相談支援事業所			訪問系サービス				日中活動系サービス			居住系サービス	地域生活支援事業	通所事業等		
					指定一般相談支援	指定特定相談支援	指定障害児相談支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	グループホーム	施設入所支援
27	手仕事工房そら	益子町長堤545-1	0285-81-7706	(特非)手仕事工房そら										○					
28	アグリ益子	益子町長堤1105-1	0285-70-6557	㈱アグリ益子										○					
29	ニチケアセンター-益子	益子町七井2402-1	0285-70-1551	㈱ニチケ学館				○	○	○									
30	(特非)パ-ソナルほーらい	益子町七井3317-3	0285-72-8615	(特非)パ-ソナルほーらい				○											
31	ふるさと益子	益子町益子804-1	0285-72-1158	(特非)ふるさと益子										○					
32	益子町社会福祉協議会とまとサービス	益子町益子1532-5	0285-70-1112	(福)益子町社会福祉協議会				○		○	○								
33	益子マインド	益子町山本1532-5	0285-81-5831	㈱モード・ライラック									○	○			○		○
34	(特非)さかがわ	茂木町飯1318-1	0285-65-0467	(特非)さかがわ										○					
35	介護センターオリーブ	茂木町茂木41-1	0285-64-1551	㈱イグアチエ				○											
36	介護センターグリーンハウスとちぎ	茂木町茂木63-28	0285-64-1211	(福)尚生会				○	○										
37	ともだち作業所	茂木町茂木1043-1	0285-63-4770	(福)茂木町社会福祉協議会	○	○					○		○						
38	カラーズ	市貝町続谷1143-3	090-6799-8115	(代表)永島朋子														○	
39	第2けやき作業所	芳賀町祖母井1704-8	028-687-1040	(福)こぶしの会									○	○					
40	けやき作業所・地活ほっとCHA	芳賀町祖母井2244	028-687-1040	(福)こぶしの会							○		○	○				○	
41	芳賀町社会福祉協議会居宅介護事業所	芳賀町祖母井南1-6-1	028-677-4711	(福)芳賀町社会福祉協議会	○	○	○	○											

Ⅶ 就園・就学について

1 障害児保育を行っている幼稚園・保育所（園）

市町名	幼稚園	保育所（園）
真岡	真岡ひかり、萌丘、 にしだ、せんだん 真岡さくら (各学年1名まで・園全体で3名まで) 真岡ふたば (面接の上、受入れ可能か判断)	1対1保育は行っていない。 集団保育が可能かどうか基準。 ケースバイケースになるので、要相談。
	教育委員会学校教育課 83-8181	児童家庭課保育係 83-8035
益子	ケースにより、1対1の保育を実施している。	
	教育委員会学校教育課 72-8861	健康福祉課児童家庭係 72-8865
茂木	障害児受入れに対しての助成金を実施している。 障害の状況によりケースバイケース。現職員での対応か非常勤の場合もある。	
	教育委員会生涯学習課 63-3337	保健福祉課福祉係 63-5631
市貝	各施設において障害児保育を実施しており、障害の状況等により、ケースバイケースで相談に応じている。	
	教育委員会こども未来課 68-1119	
芳賀	3保育所（祖母井・みずはし・南高根沢ひばり）で実施。 のぶ幼稚園には、自閉症などの診断のある幼児も登園している。	
	教育委員会こども育成課 028-677-1414	

※詳しくは、教育委員会学校教育主管課や保育主管課の担当者に確認してください。

2 障害のある子どもの就学について、就学までの流れ

栃木県教育委員会事務局特別支援教育室平成26年4月発行リーフレット

保護者の皆様へ
一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために
ー障害のある子どもの就学についてー

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/documents/kyouikuni-zu.pdf>

このリーフレットには、次の項目について、簡単な説明があります。

- ・小・中学校における教育
(通常の学級における指導、通級による指導、特別支援学級における指導)
- ・特別支援学校における教育
- ・就学の手続き (就学までの流れ)
- ・入学までの準備

<問合せ先>

真岡市教育委員会学校教育課83-8181

益子町教育委員会学校教育課72-8861

茂木町教育委員会生涯学習課63-3337

市貝町教育委員会こども未来課68-1119

芳賀町教育委員会こども育成課028-677-1414

3 特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧

栃木県教育委員会事務局特別支援教育室平成23年5月

就学事務手続きの手引《平成23年改訂版》

特に、次のページをご確認ください。

- ・一人一人の特別な教育的ニーズに対応した教育(p.1)
- ・障害のある子どもの就学指導について(p2-3)
- ・就学基準表(p4-10)
- ・特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧(p.11)

特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧を簡略化した表（詳細は、p.11を参照）

障害名	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	○	○	○
聴覚障害者	○	○	○
知的障害者	○	○	×
肢体不自由者	○	○	○
病弱者	○	○	○
言語障害者	×	○	○
自閉症・情緒障害者	×	○	○
学習障害者	×	×	○
ADHD	×	×	○

4 幼保小の連携について

市町名	会議・情報交換	相互授業参観・交流	その他
真岡市	役員会・総会 全体会 (6月末～7月初旬) (11月上旬～中旬) (2月上旬～中旬) 幹事校会 →地区別の計画作成	・地区別に実施	・特別支援教育の視点から 地区別情報交換会を年3回実施 <上記の参加者> 小中特別支援教育コーディネーター 幼保の年長担任や特別支援教育担当 益子特別支援学校、ひまわり園 保健師（真岡市・県東健福セ） 児童家庭課、相談支援センター 芳賀教育事務所等

益子町	連絡会 (1学期中、3月末) 研修会	・2学期末から3学期に実施	各幼保小の担当者の参加
茂木町	役員会 総会 研修会 連絡会(3月引継ぎ)	・地区別に実施	各幼保小の担当者の参加
市貝町	情報交換 連絡会(5月・10月) 研修会 引継ぎ(3月)	・学区ごとに実施	各小学校長・幼保小の担当者の参加
芳賀町	連絡会 (5月・3月・情報交換)	・4～5月に1年生の授業参観 ・関係のある幼保小では6月～1月に随時実施	・子ども支援委員会のメンバーが各幼保を参観し、就学指導委員会の参考にする ・幼保小中へ巡回相談の実施 <子ども支援委員会メンバー> 専門医、臨床心理士、 益子特別支援学校、 教育事務所、 幼保小中コーディネーター 保健師、町教育相談員等

※詳細については、各市町の学校教育主管課の「幼保小」担当者にお問い合わせください。

Ⅷ 虐待への対応について

1 虐待とは

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、次のような行為をすることです。

身体的虐待…首を絞める、なぐる、ける、投げ落す、激しく揺さぶる、おぼれさせる、熱湯をかける、冬戸外に閉め出すなど

性的虐待…子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体等に強要するなど

ネグレクト…適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、家に閉じ込める、病気やケガをしても病院に連れて行かない、同居人が子どもに虐待をしていても放置するなど

心理的虐待…ことばによる脅し、脅迫、無視、拒否的な態度、きょうだい間の差別的な扱い、目の前で行われる家庭内暴力など

※しつけと虐待の区別は・・・

一般的に、しつけというのは、子どもがきちんとした生活習慣や人と関わる能力、感情や意思を伝える能

力などを獲得し、自立していくためのおおまかな道筋を親が示すことです。しかし、そのしつけに暴力や暴言を使うようになるとそれは「虐待」になる可能性があります。

そこで、まず認識しておかなければならないことは、しつけは保護者の側、「虐待」は子どもの側からの見方であり、両者は次元が異なるということです。

2 虐待が疑われる子どもの状況

虐待を早期発見するための重要なサインは次のような「不自然さ」です。

不自然な傷…普通ならケガをするはずのないような部位、繰り返し見られる傷跡

不自然な表情…無表情、怯えるような表情

不自然な行動…保護者の前でそわそわして落ち着かない、衣服を脱ぐのをいやがる

その他の不自然さ…体重や身長が増加が遅い、身体や衣服が不潔、季節外れの衣服

子どもを虐待から守る5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命が優先）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

3 相談窓口

*児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

○平日昼間の問い合わせ

*中央児童相談所 028-665-7830

*県東健康福祉センター（芳賀福祉事務所）福祉指導課 0285-82-2139

*管内市町相談窓口

市町名	担当課	電話番号
真岡市	児童家庭課	0285-83-8131
益子町	健康福祉課	0285-72-8865
茂木町	保健福祉課	0285-63-5631
市貝町	こども未来課	0285-68-1119
芳賀町	福祉対策課	028-677-1112

○平日夜間及び休日の問い合わせ

（栃木県内） 児童虐待救急ダイヤル 028-686-3005

（真岡市在住） 真岡ハートヒルズ 0285-83-6105

（芳賀町・市貝町・益子町在住） 美里学園 0285-72-8483

（茂木町在住） 特定非営利活動法人さかがわ 0285-65-0467

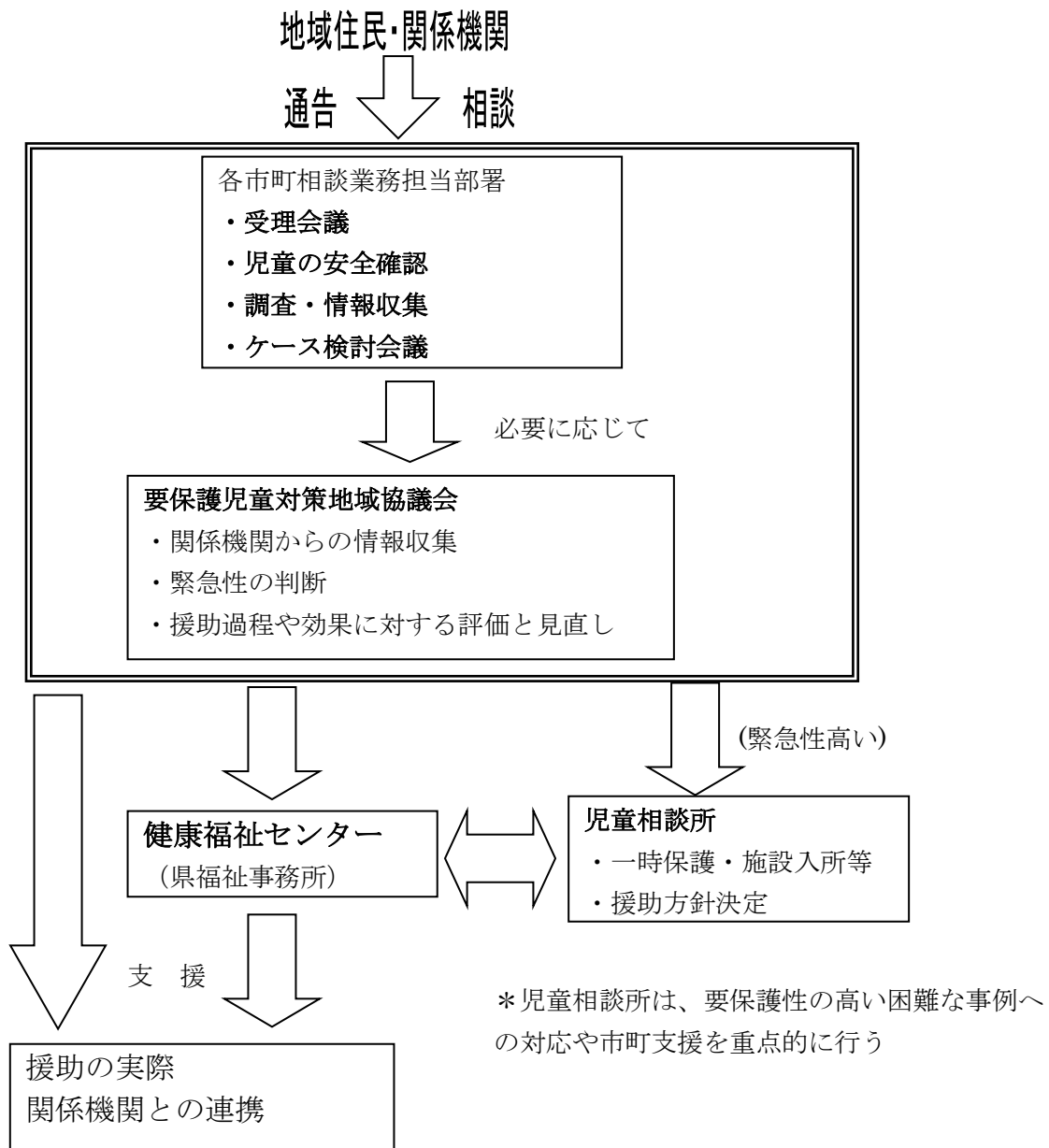
○お子さんについての相談や、子ども本人が気軽に相談したい場合は

テレフォン児童相談 028-665-7788

児童家庭支援センター ここにこ広場(済生会宇都宮病院内) 028-623-5511

ちゅうりっぷ(社会福祉法人養徳園内) 028-686-2220

4 市町における虐待相談への対応



Ⅸ 行政窓口及び社会福祉協議会等一覧

1 行政窓口

(1) 県（福祉担当課・保健担当課）

名称	住所	担当課	TEL	FAX
栃木県 障害福祉課	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 (県庁舎本館4階)	企画推進担当	028-623-3490・3491・3492	028-623-3052
		社会参加促進担当	028-623-3020・3053	
		福祉サービス事業担当	028-623-3029・3059	
		精神保健福祉担当	028-623-3093	
栃木県 こども政策課	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 (県庁舎本館5階)	子育て環境づくり推進 担当	028-623-3068	028-623-3070
		児童家庭支援・虐待対 策担当	028-623-3061・3067	
		母子保健担当	028-623-3064	
		子ども・子育て支援班 (認可・指導)	028-623-2064・2070	
		子ども・子育て支援班 (支援・給付)	028-623-3063・3065	
栃木県 県東健康福祉 センター	〒321-4305 真岡市荒町2-15-10	福祉指導課	0285-82-2139	0285-84-7438
		健康支援課	0285-82-2138	0285-84-3450
		健康対策課	0285-82-3323	0285-83-7003

(2) 市町（保健担当課・福祉担当課）

名称	住所	担当課	TEL	FAX
真岡市役所	〒321-4395 真岡市荒町5191	健康増進課成人健康係	0285-83-8122	0285-83-8619
		健康増進課母子健康係	0285-83-8121	
		社会福祉課障害者福祉係	0285-83-8129	
益子町役場	〒321-4217 益子町益子1591-3 (保健センター)	健康福祉課保健予防係	0285-70-1121	0285-72-9341
	〒321-4293 益子町益子2030 (町役場)	健康福祉課福祉係	0285-72-8866	0285-70-1141
茂木町役場	〒321-3531 茂木町茂木1043-1 (元気アップ館)	保健福祉課健康係	0285-63-2555	0285-63-0965
	〒321-3598 茂木町茂木155 (町役場)	保健福祉課福祉係	0285-63-5631	0285-63-5600
市貝町役場	〒321-3493 市貝町市埴1280	健康福祉課健康づくり係	0285-68-1133	0285-68-4671
		健康福祉課福祉係	0285-68-1113	
芳賀町役場	〒321-3392 芳賀町祖母井1020	健康増進課母子保健係	028-677-6040	028-677-2716
		福祉対策課福祉係	028-677-1112	

2 社会福祉協議会

名称	住所	TEL	FAX
真岡市社会福祉協議会	〒321-4305 真岡市荒町110-1 (真岡市総合福祉保健センター内)	0285-82-8844	0285-82-5516
益子町社会福祉協議会	〒321-4217 益子町益子1532-5 (益子町福祉センター内)	0285-70-1117	0285-72-9141
茂木町社会福祉協議会	〒321-3531 茂木町茂木1043-1 (茂木町保健福祉センター元気アップ館内)	0285-63-4969	0285-63-5070
市貝町社会福祉協議会	〒321-3423 市貝町市埴1720-1 (市貝町保健福祉センター内)	0285-68-3151	0285-68-3553
芳賀町社会福祉協議会	〒321-3307 芳賀町祖母井南1-6-1 (芳賀町トレーニングセンター内)	028-677-4711	028-677-4732

3 相談支援機関

名称	住所	TEL	FAX	備考
真岡市障害児者相談支援センター	〒321-4305 真岡市荒町110-1 (真岡市総合福祉保健センター内)	0285-80-7765	0285-81-7789	委託相談
芳賀郡障害児者相談支援センター	〒321-3423 市貝町市埴1720-1 (市貝町保健福祉センター内)	0285-81-6565	0285-81-6564	

4 その他関係機関

◆相談支援事業所

	名称	住所	電話	設置者	指定一般相談支援	指定特定相談支援	指定障害児相談支援
	サポートセンターきりん	宇都宮市平出工業団地 43-100	028-612-3838	(福)飛山の里福祉会	○	○	○
	相談支援センター歩み	宇都宮市上籠谷町3792	028-667-5151	(福)晃陽福祉会		○	○
	真岡介護センター	真岡市並木町1-8-1	0285-80-5200	(有)真岡介護センター		○	○
	相談支援センターのどか・真岡センター	真岡市荒町111-1	0285-81-5890	(福)こぶしの会	○	○	○
	相談支援センターみさと	益子町大沢2800-5	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○	○	○
	相談支援センター光輝舎	益子町北中1113-1	0285-70-2020	(福)同愛会	○	○	○
	相談支援センターゆうあい	益子町上大羽709	0285-81-8086	益子まちづくり(株)		○	○
	茂木町障がい者生活支援センター	茂木町茂木1043-1	0285-63-4969	(福)茂木町社会福祉協議会		○	○
	芳賀町社会福祉協議会	芳賀町祖母井南1-6-1	028-677-4711	(福)芳賀町社会福祉協議会		○	○
	相談支援事業所ひまわり	真岡市下籠谷4412-1	0285-84-3752	(福)真岡市社会福祉協議会		○	○
	障がい者相談支援センターわらくや	真岡市下籠谷2593-4	0285-81-6062	WinGraffiti(株)		○	○

◆訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

地域	名称	住所	電話	設置者	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	サービス提供地域
真岡	はが野農業協同組合	真岡市八条95	0285-83-8941	はが野農業協同組合	○				芳賀地区全域
	真岡介護センター	真岡市並木町1-8-1	0285-80-5200	(有)真岡介護センター	○				茂木町除く芳賀地区
	メディカルソフト株式会社	真岡市さくら2-4-4	0285-73-1781	メディカルソフト(株)	○				芳賀地区全域
	ニチイケアセンター真岡	真岡市東光寺1-16-5	0285-80-5151	(株)ニチイ学館	○	○	○		茂木町除く芳賀地区
	介護センター オーツリーフ真岡	真岡市下高間木2-7	0285-84-4716	(株)ヴィヴァーチェ	○				真岡市・益子町
	(有)ケアワーカー出野	真岡市荒町4-22-4	0285-84-1097	(有)ケアワーカー出野	○	○			芳賀地区全域
益子	ホームヘルプセンター みさと	益子町大沢2800-5	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○	○		○	芳賀地区全域
	益子町社協とまとサービス	益子町益子1532-5	0285-70-1112	(福)益子町社会福祉協議会	○		○	○	益子町のみ
	NPO法人パーソナルケアほうらい	益子町七井3317-3	0285-72-8615	(特非)パーソナルケアほうらい	○				芳賀地区全域
	ニチイケアセンター益子	益子町七井2402-1	0285-70-1551	(株)ニチイ学館	○	○	○		芳賀地区全域
茂木	グリーンハウスとちぎ	茂木町茂木63-28	0285-64-1211	(福)尚生会	○	○			芳賀地区全域
	介護センター オーツリーフ	茂木町茂木41-1川田ビル2階	0285-64-1551	(株)ヴィヴァーチェ	○				真岡市除く芳賀地区
芳賀	芳賀町社協居宅介護事業所	芳賀町祖母井南1-6-1	028-677-4711	(福)芳賀町社会福祉協議会	○	○			芳賀町のみ
芳賀地区以外	在宅介護事業所ほ〜む	筑西市藤ヶ谷1858-43	0296-37-4361	(株)たさき	○	○			真岡市のみ
	ヘルパーステーション ハート	宇都宮市石井町3261-4	028-657-7798	(有)訪問介護ステーションハート	○	○			芳賀町のみ
	あいあいケアサービス 宇都宮事業所	宇都宮市今泉3-9-4NAビル1階	028-612-7057	(株)アクセス	○	○			真岡市・芳賀町
	リヴレット	那珂川町芳井840-4	0287-96-5555	(福)同愛会	○	○			芳賀地区全域
	グループたすけあいエプロン	高根沢町花岡1503-3	028-676-1100	(特非)グループたすけあいエプロン	○				芳賀町のみ
	ヘルパーステーション フローラ	高根沢町上柏崎551-1	028-680-3555	(福)光誠会	○				芳賀町のみ
	ケアサポートセンター ビスケット	上三川町上三川5061-1	0285-56-3226	(有)ケアサポートセンター ビスケット	○	○	○	○	真岡市のみ
居宅事業部Living up	宇都宮市陽東1-2-11 マンション陽東105	028-678-2797	(株)Living up	○				真岡市のみ	

◆障がい児医療型入所施設（短期入所）

	名 称	住 所	電 話	設 置 者
	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院	宇都宮市下岡本町2160	028-673-2111	(独)国立病院機構宇都宮病院 (重症障害児対象)
	とちぎリハビリテーションセンター こども療育センター	宇都宮市駒生町3337-1	028-623-6138	栃木県 (肢体不自由児対象)
	あしかがの森足利病院	足利市大沼田町615	0284-91-0611	(福)全国重症心身障害児(者)を守る会 (重症心身障害児対象)
	星風会病院星風院	栃木市田村町925-2	0282-27-5222	(福)星風会 (重症心身障害児対象)
	なす療育園	大田原市北金丸2600-7	0287-20-5100	(福)邦友会 (重症心身障害児対象)

◆生活介護・生活訓練・短期入所・施設入所支援

地域	名称	住所	電話	設置者	生活介護	生活訓練	短期入所	施設入所支援
芳賀地区内	真岡ハートヒルズ	真岡市西田井747-1	0285-83-6105	(福)飛山の里福祉会	○		○	○
	はーとらんど	真岡市西田井748-2	0285-83-6500	(福)飛山の里福祉会 ※重度心身障害者対象	○			
	ハート二宮	真岡市久下田1798	0285-74-5581	(福)飛山の里福祉会	○			
	セルフ・みらい	真岡市亀山1043-23	0285-81-1155	(福)こぶしの会	○			
	レスパ	益子町大沢2800-5	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○			
	美里学園	益子町大沢2800-5	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○		○	○
	光輝舎	益子町北中1113-1	0285-72-2020	(福)同愛会	○		○	○
	ともだち作業所	茂木町北高岡592-1	0285-63-4969	(福)茂木町社会福祉協議会	○			
	(特非)さかがわ	茂木町飯1318-1	0285-65-0467	(特非)さかがわ			○	
けやき作業所	芳賀町祖母井2244	028-687-1040	(福)こぶしの会	○				
芳賀地区外	上三川ふれあいの家 ひまわり	上三川町上三川 5082-15	0285-38-6821	(福)こぶしの会	○			
	ひばり	宇都宮市竹下町435- 159	028-670-0330	(福)晃丘会 ※身障者中心	○		○	○
	ピ・ブライト	宇都宮市西刑部町 314-6	028-656-9641	(福)瑞宝会	○	○	○	○
	多機能型支援事業所 むすび	宇都宮市上籠谷町 1378-5	028-680-4178	(一社)縁	○			
	すみれ園	筑西市門井1677-21	0296-57-5125	(福)恒徳会 ※身障者中心	○		○	○
	ピアしらとり	筑西市小埜861	0296-25-0833	(福)征峯会	○		○	○
	白山学園	筑西市茂田1756-2	0296-22-4078	(福)慶育会	○		○	○
	大和久学園	那須烏山市南大和久 956-2	0287-88-2911	(福)大和久福祉会	○		○	○
	いぶき	高根沢町桑窪2266-2	028-676-3500	(福)恵友会	○			
国分寺学園	下野市国分寺1127-1	0285-44-1478	(福)下野会	○		○	○	

◆就労移行支援・就労継続支援

地域	名称	住所	電話	設置者備考	就労継続B	就労継続A	就労移行支援
芳賀地区内	セルプみらい	真岡市亀山1043-23	0285-81-1155	(福)こぶしの会	○		○
	県東ライフサポートセンター・真岡	真岡市荒町3-9-5	0285-83-2567	(福)こぶしの会	○		○
	真岡さくら作業所	真岡市下大田和549	0285-82-3725	(福)真岡市社会福祉協議会	○		
	ハート二宮	真岡市久下田1798	0285-74-5581	(福)飛山の里福祉会	○		
	そらまめ食堂	真岡市田町2560-4	0285-82-5550	(特非)手仕事工房そら	○		
	わらくや	真岡市下籠谷2593-4	0285-81-6030	WinGraffiti(株)		○	
	SBワークス真岡	真岡市高勢町1-171	0285-81-7000	(株)サシノバルテ	○		
	レスパ	益子町大沢2800-5	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
	友愛作業所	益子町上大羽709	0285-81-8086	益子まちづくり(株)	○		
	益子マインド	益子町山本702-2	0285-81-5831	(株)モード・ライラック	○		○
	手仕事工房そら	益子町長堤545-1	0285-81-7706	(特非)手仕事工房そら	○		
	アグリ益子	益子町長堤1105-1	0285-70-6557	(株)アグリ益子		○	
	ふるさと益子	益子町益子804-1	0285-72-1158	(特非)ふるさと益子	○		
	ともだち作業所	茂木町茂木1043-1	0285-63-4969	(福)茂木町社会福祉協議会	○		
	けやき作業所	芳賀町祖母井2244	028-687-1040	(福)こぶしの会	○		
第2けやき作業所	芳賀町祖母井1704-8	028-689-8301	(福)こぶしの会	○		○	
芳賀地区周辺施設	とちぎライトセンター	宇都宮市竹下町1200	028-670-3171	(福)善光会 ※視覚障害者対象	○		
	晃陽職業センター	宇都宮市上籠谷町3792	028-667-5151	(福)晃陽福祉会	○		
	ひばり	宇都宮市竹下町435-158	028-670-0330	(福)晃丘会	○		
	多機能事業所むすび	宇都宮市上籠谷町1378-5	028-680-4178	(一社)縁	○		
	ユーファーム平出	宇都宮市平出町1139	028-661-1711	サンプレイス(株)		○	
	まっしゅベリー	宇都宮市平出町2600	028-612-1473	(株)Berry		○	
	上三川ふれあいの家ひまわり	上三川町上三川5082-15	0285-38-6821	(福)こぶしの会	○		○
	就労移行支援事業所ここわ	上三川町上蒲生2186-1	0285-38-9350	(有)芯和			○
	みつわ工房	那須烏山市月次605	0287-88-9016	(福)みつわ会	○		
いぶき	高根沢町桑窪2266-2	028-676-3500	(福)恵友会	○			

◆居住系（グループホーム、施設入所支援）

地域	名称	住所	電話	設置者	知的	精神	身体
真岡市	ピープル	真岡市下籠谷	0285-84-3302	(福)飛山の里福祉会	○		
	綿花	真岡市西田井	0285-84-3302	(福)飛山の里福祉会	○		
	なごやか	真岡市飯貝	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
	ぽてっと	真岡市長田	0285-80-1227	(福)こぶしの会	○	○	
益子町	麦の穂	益子町山本	0285-72-9564	(福)飛山の里福祉会	○		
	はばたき	益子町大沢	0285-72-8787	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
	かがやき	益子町益子	0285-70-6603	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
	草想舎	益子町塙	0285-81-7273	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
	なない	益子町大沢	0285-81-7475	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
茂木町	いちご	茂木町飯	0285-65-0467	(特非)さかがわ	○		
	よったり	茂木町小山	0285-63-1441	(特非)さかがわ	○		
	ふれんど	茂木町茂木	0285-81-7152	(特非)さかがわ	○		
	へいせい	茂木町茂木	0285-63-1018	(特非)さかがわ	○		
市貝町	あかば荘	市貝町市塙	0285-68-3682	(福)飛山の里福祉会	○		
	のぞみ	市貝町赤羽	0285-68-5083	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
芳賀町	はるか	芳賀町祖母井	028-677-9671	(福)益子のぞみの里福祉会	○		
	けやきハイツ	芳賀町祖母井	028-677-2879	(福)こぶしの会	○	○	
	コーポ峰	芳賀町祖母井	028-677-2879	(福)こぶしの会	○	○	
	ホームひまわり	芳賀町下高根沢	028-678-3592	(福)こぶしの会	○	○	
	ホーム秋桜	芳賀町祖母井	028-677-0790	(福)こぶしの会	○	○	

◆地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・地域活動支援事業）

地域	名称	住所	電話	設置者 備考	移動 支援	日中 一時 支援	地域 活動 支援
芳 賀 地 区	地域活動支援センターさくらんぼ	真岡市 下大田和549	0285-84-0280	(福)真岡市社会福祉協議会			○
	ハート二宮	真岡市 久下田1798	0285-74-5581	(福)飛山の里福祉会		○	
	真岡ハートヒルズ	真岡市 西田井747-1	0285-83-6105	(福)飛山の里福祉会		○	
	真岡介護センター	真岡市 並木町1-8-1	0285-80-5200	(有)真岡介護センター	○		
	美里学園	益子町 大沢2800-5	0285-72-8483	(福)益子のぞみの里福祉会	○	○	
	光輝舎	益子町 北中1113-1	0285-70-2020	(福)同愛会	○	○	
	益子マインド	益子町 山本702-2	0285-81-5831	(株)モード・ライラック		○	
	カラーズ	市貝町 続谷1143-3	090-6799-8115	(代表)永島朋子		○	
	地域活動支援センター ほっとCHA	芳賀町 祖母井2244	090-7820-9165	(福)こぶしの会			○
周 辺	ケアサポートセンター ビスケット	上三川町 上三川5061-1	0285-56-3226	真岡市のみ	○	○	

◆児童発達支援事業所

名称	住所	電話	設置者	児童発達支援事業	放課後等デイサービス
真岡市こども発達支援センターひまわり園	真岡市下籠谷4412-1	0285-84-3752	真岡市	○	○
はーとらんど※	真岡市西田井747-1	0285-83-6105	(福)飛山の里福祉会	○	○
こどもサークル真岡	真岡市下高間木1-13-5	0285-81-6633	(株)サシノベルテ	○	○
わらくやJr. ドリーム※	真岡市下籠谷2593-4	0285-81-6030	WinGraffiti(株)	○	○
こどもサークル真岡プラス	真岡市荒町2166渡辺ビル203	0285-80-5300	(株)サシノベルテ		○
グローバルキッズメソッド 8	真岡市熊倉1-13-1	0285-81-6107	ハッピーライフケア(株)		○
グローバルキッズメソッド 10	真岡市熊倉3-39-8	0285-81-7766	ハッピーライフケア(株)		○
グローバルキッズメソッド 13	真岡市東郷64-5	0285-81-3342	ハッピーライフケア(株)	○	○
こどもサークル真岡キッズ	真岡市長田2500-14	0285-81-7500	(株)サシノベルテ	○	
こぼんはうすさくら真岡田町教室	真岡市田町5-1	0285-81-3145	こどもガーデン(株)	○	○
益子マインド	益子町山本702-2	0285-81-5831	(株)モードライラック		○

※はーとらんどは、重症身障児者中心になります。

※わらくや Jr. ドリームの児童発達支援事業は休止中。

◆訪問看護・訪問入浴事業所

	名称	住所	電話	設置者 備考	訪問 看護	訪問 リハ	訪問 入浴
訪問 入浴	陽光ヘルプ	宇都宮市 今宮3-7-11	028-659-3516	(株)陽光ヘルプ			○
	ニチイケアセンター宇都宮	宇都宮市 城東2-26-40	028-651-3322	(株)ニチイ学館	○		○
	グリーンハウスとちぎ	茂木町 茂木63-28	0285-64-1150	(福)尚生会			○
訪問 看護	芳賀赤十字訪問看護ステーション	真岡市 台町2461	0285-84-8266	芳賀赤十字病院	○		
	訪問看護ステーションこすもす	真岡市 上高間木2-24-4	0285-80-5511	(医)創生会	○	○	
	どこでも訪問看護ステーション田野	益子町 上山37-1 ボニートA-202	0285-81-5644	(株)どこでも	○		
	とちぎ訪問看護ステーションたかねざわ いちかい支所	市貝町 市塙1720-1 保健センター内	0285-67-1150	(公社)栃木県看護協会	○		
	とちぎ訪問看護ステーションたかねざわ	高根沢町 宝積寺2426-8 パークタウン高根沢105	028-680-1701	(公社)栃木県看護協会	○		
	WADE WADE訪問看護ステーション下野	下野市 文教1-20-1 メゾン大嶋B-102	0285-37-8960	yoboiryo(株) (真岡市の一部)	○	○	
	訪問看護ステーションあい	那須烏山市 神長422-1	0287-83-8035	(株)悠愛	○		